

農地の売買に係る登記事務遅延について

令和6年5月28日
郡山市農業委員会事務局
局長 荘原 文彰
TEL：924-2488

農業委員会事務局において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買について市が行う所有権移転登記事務の遅延により、農地の売主に固定資産税が課税された事案が発生しました。売買の当事者である8名の方に対し謝罪するとともに、今後の対応について説明しました。

1 遅延した事務

4件の所有権移転登記（対象農地 6筆、対象者 売主4名、買主4名）
売主に課税された固定資産税相当額 合計10,566円

2 判明の経緯

5月21日（火）に、売主の1人から、令和6年度固定資産税納税通知書に既に売却した農地の記載がある旨の問合せがあり、当該案件を含む昨年度の事務処理状況を確認したところ、4件の遅延が判明しました。

3 原因及び影響

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により売買された農地については、当事者からの請求に基づき市が所有権移転の登記事務を行います。法務局への申請後に、一旦取下げ指示を受け、再度申請が必要となった4件について、担当職員の失念により登記事務が遅延した状態となっており、その結果、当該農地の売主に令和6年度固定資産税が課税されました。

4 対応

5月27日（月）までに、職員が当事者である8名の方に対し謝罪するとともに経過説明を行い、売主に課税された当該農地の固定資産税相当額については、売主と買主間で精算いただくことをお願いし、御了承をいただきました。

また、遅延していた登記事務については、必要書類が整い次第、速やかに申請する予定です。

5 再発防止策

事務手続きの進捗については、担当職員だけでなく、複数名でチェックするとともに、所属全体で共有することを徹底いたします。